



神戸市公報

発行所
神戸市役所

編集兼印刷
神戸市長

＜臨時特別号＞

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例 条例	神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例 神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	地域協働局地域活性課 行財政局給与課	1 3
条例	神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防局警防部消防団支援課	12

令和8年9月17日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

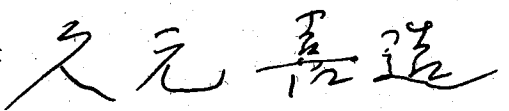
神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和8年9月25日

神戸市長

A handwritten signature in black ink, reading 'Takayama Kiyomasa' (久元 清正) in a cursive style.

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第3号

神戸市立地域交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立地域交流センター条例（令和7年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	[略]	神戸市立筑紫が丘地域交流センター	[略]
[略]	[略]	神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町4丁目6番3号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立箕谷地域交流センター	[略]	神戸市立箕谷地域交流センター	[略]

[略]		<u>分館</u>	
神戸市立塩屋地 域交流センター		[略]	[略]
[略]		神戸市立塩屋地 域交流センター	[略]
[略]		神戸市立つつじ が丘地域交流セ ンター	神戸市垂水区つ つじが丘4丁目 6番地の7
[略]		[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第4号

神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（通勤手当） 第9条　〔略〕 2　〔略〕 3　第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、 <u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ</u>	（通勤手当） 第9条　〔略〕 2　〔略〕 3　第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、 <u>自動車等を使用する距離（以下「使用距離」という。）が片道5キ</u>

て人事委員会規則で定める額とする。

ロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、人事委員会規則で定める通勤するのに不便であると認められる公署に勤務するもの及び人事委員会規則で定める身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等の使用距離の区分に応じて前項に規定する人事委員会規則で定める額の2倍に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

5～7 [略]

8 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とする職員又は第1項第2号に掲げる職員であつて、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項から

29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、人事委員会規則で定める通勤するのに不便であると認められる公署に勤務するもの及び人事委員会規則で定める身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

5～7 [略]

前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項から前項までの規定による額

9 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

10、11 [略]

8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

9、10 [略]

<u>12</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等<u>及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 <u>13</u> [略]	<u>11</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 <u>12</u> [略]
---	--

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（消防職員手当） 第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（7） [略] （8）消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急	（消防職員手当） 第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（7） [略] （8）消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急

消防援助隊として出動して行う業務等であって次に掲げるもの 日額 1,440円 を超えない範囲内において消防長が定める額

ア、イ [略]

(9) [略]

2～4 [略]

5 第1項第8号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額 1,440円 を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第8号に定める額に加算して支給する。

6 [略]

(災害応急対応等派遣手当)

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額 1,440円 とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、

消防援助隊として出動して行う業務等であって次に掲げるもの 日額 1,080円 を超えない範囲内において消防長が定める額

ア、イ [略]

(9) [略]

2～4 [略]

5 第1項第8号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額 1,080円 を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第8号に定める額に加算して支給する。

6 [略]

(災害応急対応等派遣手当)

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額 1,080円 とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、

日額 2,880円 を超えない範囲内において規則で定める額とする。

（海外派遣手当）

第39条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者と同居する子のうち

主として当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって、市長が定めるものを有するとき。 1人につき前項に規定する額の100分の8に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額

(4) 外国勤務者の子のうち主として
当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの（以下「年少の子ども」という。）が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。

1人につき月額8,000円を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要がある

日額 2,160円 を超えない範囲内において規則で定める額とする。

（海外派遣手当）

第39条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者の子のうち主として

当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの（以下「年少子女」という。）が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。 1人につき月額8,000円を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要があると認め

と認める外国勤務者については、
1人につき月額8,000円)

(5) 外国勤務者が単身で生活すること
とを常況とする場合において、市
長が定めるものに該当するとき。

1人につき月額65,000円を規則
で定める換算率により外国通貨に
換算した額（市長が特に必要があ
ると認める外国勤務者について
は、1人につき月額65,000円）

3 前項第4号に掲げるもののほか、
教育に関し特別の事情が認められる
ことにより年少の子どもが学校教育
その他の教育を受けるのに相当な経
費を要すると市長が認める勤務地に
係る外国勤務者に対しては、年少の
子ども 1人につき、次に掲げる額の
うちいずれか少ない額から法第24条
第2項に規定する自己負担額を控除
した額（当該年少の子どもが学校教
育法（昭和22年法律第26号）に規定す
る幼稚園に相当するものとして市長
が認める教育施設において教育を受
ける場合にあっては、93,000円を限
度とする。）を加算した額を、規則で
定める換算率により外国通貨に換算
した額（市長が特に必要があると認
める外国勤務者については、当該年

る外国勤務者については、1人に
つき月額8,000円）とする。

3 前項第3号に掲げるもののほか、
教育に関し特別の事情が認められる
ことにより年少子女が学校教育その
他の教育を受けるのに相当な経費を
要すると市長が認める勤務地に係る
外国勤務者に対しては、年少子女 1人
につき、次に掲げる額のうちいずれか
少ない額から法第15条第2項に規定
する自己負担額を控除した額（当該年
少子女が学校教育法（昭和22年法律第
26号）に規定する幼稚園に相当するも
のとして市長が認める教育施設にお
いて教育を受ける場合にあっては、
51,000円を限度とする。）を加算した
額を、規則で定める換算率により外国
通貨に換算した額（市長が特に必要が
あると認める外国勤務者については、
当該年少子女 1人につき、当該加算し

<u>少の子ども</u> 1 人につき、当該加算した額）を支給する。 (1) [略] (2) 現に要する<u>年少の子ども</u>に係る必要経費の額	た額）を支給する。 (1) [略] (2) 現に要する<u>年少子女</u>に係る必要経費の額
---	--

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第5号

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

神戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>政令第11条に規定する額</u>を支給する。 附 則	（葬祭補償） 第18条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額</u>を支給する。 附 則

(葬祭補償の額に関する暫定措置) 第7条 当分の間、第18条の規定による金額が、<u>政令附則第4条に規定する額に満たないときは、第18条の規定にかかわらず、政令附則第4条に規定する額を葬祭補償の額とする。</u>	(葬祭補償の額に関する暫定措置) 第7条 当分の間、第18条の規定による金額が、<u>補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条及び附則第7条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の神戸市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第7条の規定による金額により支給されたものの支払は、新条例第18条又は新条例附則第7条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。